

鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

2026年度上半期 鋼船規則等制定改廃

1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り、人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として、種々の技術規則を整備する。

具体的には、下記に示す6項目に基づき、迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

研究開発成果の反映：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。

損傷からのフィードバック：損傷の再発防止を目的として、船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。

業界からの要望等への対応：業界と幅広く意見交換を実施し、得られた要望等を参考に、より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。

国際条約への対応：日本政府代表団又はIACSの一員として国際海事機関（IMO）の条約改正等に貢献するとともに、策定された条約等を前広に規則に取入れる。

IACS統一規則等への対応：IACSにおける統一規則等の制定改廃作業において、より合理的な規則となるよう主導するとともに、採択されたIACS統一規則（UR）及びIACS統一解釈（UI）を前広に規則に取入れる。

国内法への対応：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い、遅滞無く規則に取入れる。

2. 2026年度上半期 鋼船規則等制定改廃

図1に示すように、上記6項目を基本として、表1に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行う。

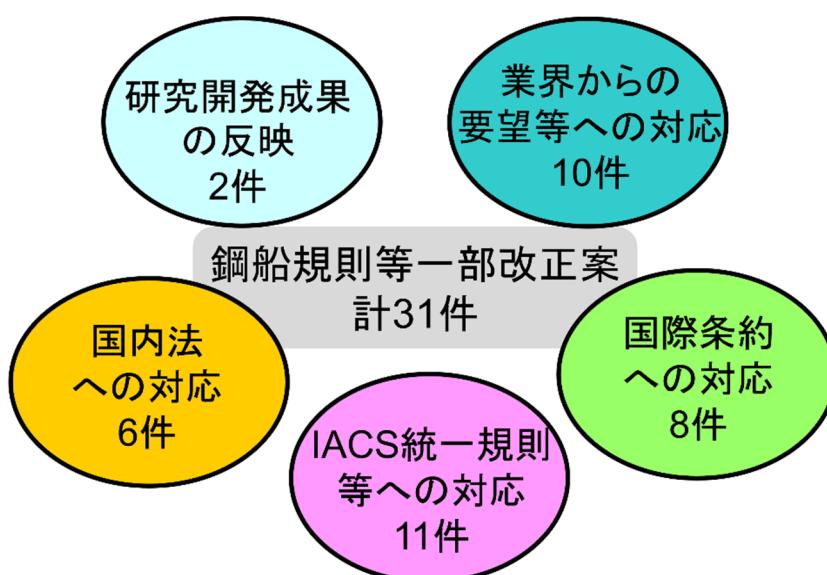


図1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

No.	改正案	施行／適用	改正理由		特に関係する ステーク ホルダー						
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
1*	傾斜試験に関する検査要領 (改正対象) 鋼船規則 B 編	2026 年 7 月 1 日から施行					○		○	○	
2*	ラッシングソフトウェア (改正対象) 鋼船規則 B 編, C 編, CS 編	2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶（全面改正される前の C 編適 用船も含む）に適用					○		○		
3*	上甲板又はハッチカバーへの貨物積載 (改正対象) 鋼船規則 A 編, C 編, CSR-B&T 編, CS 編	2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶（全面改正される前の C 編適 用船も含む）に適用		○				○	○	○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー			
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
4*	極地氷海船における防撓材のせん断面積 (改正対象) 鋼船規則 I 編	2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用					○			○	
5*	ラダー ホーン及び舵 (改正対象) 鋼船規則 C 編 鋼船規則検査要領 C 編, CS 編 内陸水路航行船規則検査要領	2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶 (全面改正される前の C 編適 用船も含む) に適用					○			○	
6*	コンテナの積付けおよび固縛強度評価 (改正対象) 鋼船規則 A 編, B 編, C 編, CS 編	2027 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用。ただし、申出により先 取りで適用可。	○	○					○	○	
7*	鋼船規則 C 編関連 (2025 年改正 2) (改正対象) 鋼船規則 A 編, C 編	2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用。ただし、申出により先 取りで適用可。	○	○						○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー			
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
8*	微燃性冷媒 (改正対象) 鋼船規則 B 編, D 編, P 編, PS 編 鋼船規則検査要領 D 編 高速船規則	2026 年 7 月 1 日から施行		○					○	○	
9*	低引火点燃料の使用に関するリスク評価における 取扱いの明確化 (改正対象) 鋼船規則 B 編 鋼船規則検査要領 GF 編	2026 年 7 月 1 日から施行		○					○	○	○
10	ガス燃料管のフランジ継手 (改正対象) 鋼船規則検査要領 GF 編	2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用				○			○	○	
11	ガス安全機関区域内の燃料ガスベント管 (改正対象) 鋼船規則検査要領 GF 編	2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用				○				○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
12	二酸化炭素放出抑制航行手引書(SEEMP)作成に関する指針の改正 (改正対象) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領	2026年7月1日から施行			○			○		
13	実質的改造等を行う原動機における放出量確認手順 (改正対象) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	2026年9月1日から施行			○			○		○
14*	軸関連の規定の見直し (改正対象) 鋼船規則D編 内陸水路航行船規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認要領	2026年7月1日から施行		○		○				○
15*	排水管関連の規定の見直し (改正対象) 鋼船規則D編 旅客船規則 内陸水路航行船規則	2026年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用		○					○	○

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
16	離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーションスーツの数 (改正対象) 安全設備規則検査要領	2026年7月1日から施行			○	○		○	○	
17	危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器 (改正対象) 鋼船規則検査要領 S 編	2026年7月1日から施行			○				○	
18*	日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用 (改正対象) シップリサイクル規則／同検査要領	2026年7月1日から施行					○	○	○	○
19	RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域に設置される複合火災探知器の配置に関する要件 (改正対象) 旅客船規則検査要領	2026年7月1日から施行			○				○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
20	タンカーの貨物タンクの通気装置 (改正対象) 船用材料・機器等の承認要領	次のいずれかに該当するタンカーの貨物タンクの通気装置に適用 (a) 2026年12月4日以降に建造契約が行われる船舶、又は建造契約がない場合は2026年12月4日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される装置 (b) 前(a)に規定する以外の船舶に搭載される装置にあっては、契約上の引渡日が2026年12月4日以降の装置、又は契約上の引渡日がない場合は実際の船舶への引渡しが2026年12月4日以降に行われる装置				○			○	○

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
21*	乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用 (改正対象) 鋼船規則 B 編, C 編 鋼船規則検査要領 B 編, CS 編	<p>次のいずれかに該当する乗降設備及び 船側はしご用ワインチ（以下、「設備」 という。）に適用</p> <p>(a) 2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が 行われる船舶に搭載される設備, 又は建造契約がない場合は 2026 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階 にある船舶に搭載される設備</p> <p>(b) 前(a)以外の設備にあっては、契約 上の引渡日が 2026 年 7 月 1 日以降 の設備、又は契約上の引渡日が無 い場合は実際の船舶への引渡しが 2026 年 7 月 1 日以降に行われる設 備</p>				○		○	○	○
22*	ワインチのブレーキ保持能力 (改正対象) 鋼船規則 C 編	2026 年 7 月 1 日から施行			○					○

No.	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
23*	FRP 製品の参考規格 (改正対象) 鋼船規則 C 編 船用材料・機器等の承認要領	2026 年 7 月 1 日以降に承認申込のあつた FRP 製品に適用		○						○
24*	有害水バラスト処理設備 (改正対象) バラスト水管理設備規則／同検査要領	次のいずれかに該当する船舶に設置される有害水バラスト処理設備に適用 (a) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (b) 前(a)以外の船舶であつて、2027 年 1 月 1 日以降に有害水バラスト処理設備の設置、交換及び主要な改造が行われる船舶					○		○	○

No	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
1/13 25*	<p>型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化 (改正対象)</p> <p>鋼船規則 B 編, C 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, N 編, S 編, I 編, O 編, P 編, PS 編, Q 編, T 編, X 編</p> <p>鋼船規則検査要領 B 編, GF 編, H 編, N 編, S 編, T 編, R 編</p> <p>安全設備規則</p> <p>無線設備規則</p> <p>居住衛生設備規則</p> <p>船体防汚システム規則</p> <p>バラスト水管理設備規則</p> <p>冷蔵設備規則</p> <p>揚貨装置及びアンカーハンドリングワインチ規則</p> <p>潜水装置規則</p> <p>自動化設備規則</p> <p>船橋設備規則</p> <p>機関予防保全設備規則</p> <p>総合火災制御設備規則</p> <p>船体監視システム規則</p> <p>荷役集中監視制御設備規則</p>	2026 年 7 月 1 日から施行		○				○	○	○

No	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
	高速船規則／同検査要領 旅客船規則 内陸水路航行船規則 強化プラスチック船規則 フローティングドック規則									
26	無線局の免許状の電子化 (改正対象) 無線設備規則検査要領	制定日から施行						○	○	○
27	簡易型船舶自動識別装置の経過措置 (改正対象) 安全設備規則検査要領	制定日から施行						○	○	○
28*	蓄電池収納区画の換気要件 (改正対象) 鋼船規則 H 編 鋼船規則検査要領 H 編 内陸水路航行船規則検査要領	2026 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用					○			○

No	改正案	施行／適用	改正理由					特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所
29*	鋼船規則 X 編「コンピュータシステム」における表現等の見直し (改正対象) 鋼船規則 X 編 鋼船規則検査要領 X 編	2026 年 7 月 1 日から施行		○		○			○	○
30*	船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験の指針 (改正対象) 鋼船規則 B 編	2026 年 7 月 1 日から施行				○			○	
31*	日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査 (改正対象) 鋼船規則 B 編	2026 年 7 月 1 日から施行					○	○		

13/13

- 表中の＊は、国土交通大臣の認可対象となるものです。
- 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。